

## 議案第56号

### 財産を無償で貸し付けること（吉川経家公銅像設置用地）について

次のとおり財産を無償で貸し付けることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和2年2月21日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 1 財産の内容

種 類	所 在 地	数 量
土 地	鳥取市東町一丁目326番	72平方メートル

#### 2 相手方

鳥取市幸町71番地

鳥 取 市

#### 3 貸付期間

令和2年4月1日から令和12年3月31日まで

#### 4 理 由

武道を志す者の意欲の高揚を図るとともに、観光の名所とするため、鳥取にゆかりの深い吉川経家公の銅像設置の用に供する土地を、引き続き無償で貸し付けようとするも

のである。